

宇目の木地師について

戸 高 厚 司

(会員 大分市)

はじめに

かねてから地方の歴史や民俗に関心を持つ私は、五年ほど前から佐伯市宇目南田原地区を中心に聞き取り調査と踏査を続けてきました。

これまでに記録したものは、かつて豊後と日向の国堺をめぐる抗争の地であった梓山周辺の踏査、この地方では珍しい磁器、小宛焼の窯場跡・陶石採取場の梓峠の白石(陶石)などの探訪、鷹鳥屋神社参詣道の調査等があります。調査方法は聞き取り調査、文献調査、そして徹底した現地踏査です。現場の位置情報はGPSを使用しました。

一、宇目の木地師

宇目の南田原一帯の山中に木地師が住んでいた事

は、土地の住民には周知の事のように、これまでの聞き取り調査で板戸山、鷹鳥屋山に木地師が居たという事を、複数の方から教えられました。

「かつて板戸山には木地師がいて、そこにはお墓がもあつたが、今は山を下りて里内や日向の北川に移り住んでいる。」横手には木地師の集落がありお墓もあつた。後に小野市に移り住んだ。」等々です。

当初は、聞いた情報を頼りに宇目の切畑や横手の住居跡を探しましたが、場所を特定することが出来ませんでした。

ところが後に南田原小藤の森竹蕃氏と出会い、同氏の案内で切畑の現地に辿り着きました。早速調査した所、そこに「生国江州(現滋賀県) 筒井 木地師 小椋仙蔵」と刻まれた墓石が残されていたのです。

幸運にも、この墓石の発見が、この地方の木地師を知る上で重要な手がかりとなりました。後に記しますが、この墓石は明治初年のもので、同時期、少し離れた佐伯の木立で見られた戸籍、寄留証と関係があることが分かったのです。

佐伯の木立に宇目から移住した小椋という家があ

り、この小掠家に「木地屋文書」が保存されています。

その文書の一つ「寄留証」に仙蔵という名前が書かれていたのです。同一人物なのか否かは不明でしたが、その後の文献調査で同一人であることが判明しました。昨年(二〇一五)の秋、この切畑の木地師墓調査資料を木地師学会に送ったことで小掠仙蔵の子孫にあたる延岡市の伊藤一郎氏や佐伯市木立の小掠隆氏と知り合うことが出来ました。

今年の一月、伊藤氏の依頼で再度切畑の現地に行きました。その時、同氏が横手(以下市井峠)をご存知でしたので教えていただきました。また、その時、延岡市内藤記念館の増田豪氏が解説・翻刻された「小掠隆家木地師文書報告書」をいただきました。

二、木地師とは

南原切畑地区の説明に入る前に、木地師について少し説明しておきます。

木地師は別名轆轤師とも言い、轆轤(木工旋盤)を使い盆や椀を作る職人のことです。近江の蛭谷と君ガ

畑(滋賀県神崎郡永源寺町)を本拠として、全国のお山々を移動しながら活動していた「漂泊の山の民」を言います。

大分県で民俗に詳しい段上達雄氏は「木地師たちは小掠谷に寄寓した惟高親王を職祖と考えていた。惟高親王(八四四〜八九七)は、文徳天皇の第一皇子で、皇位継承争いに負け、弟の清和天皇が即位すると、比叡山東麓の小野(滋賀県滋賀町小野市)に隠棲をした。大分の木地師たちも自分たちが惟高親王の子孫であると伝えていた。木地師たちは朱雀・正親町天皇の繪旨(偽文書)の写しを持ち、いずれの山でも木を伐採して良いと称していた。」と述べています。

三、字目の「切畑地区」の調査

《土地の概況》

切畑は板戸山の北方の中腹にあり、周囲を山に囲まれて外部から中の様子を覗うことが出来ない隠里の様な所です。現況は杉の植林地となっています。詳しくは吉田勝一氏の「切畑山と水が谷」(佐伯史談一一六号)に明治四十年頃の切畑の様子が紹介されています。

「切畑山は水ヶ谷の北の当たり、重岡方面からだとの尾根をたどって二里ぐらい、山の七、八合目の位置で、飲料水にも困るだろうと思われる所です。



宇目の切畑地区の現況

それでも一町歩ほどの水田が窪地にあり、その名のとおり切畑(焼畑)があちこちに開かれています。私が行ったのは今から六十六年前のことで、当時

はまだ石碑や小さな神社がありました。耕作地はまだ面影はありましたが、畑は廃耕して十年ぐらい、水田は廃耕して五年も経っていましたらうか。人家は全くありませんでした。もと住んでいた人達は今宮崎県の北川方面に転出していると、その当時を知る老人は話していました。」

《切畑地区・北川ダム周辺図》



《木地師 小椋仙蔵の墓》

前にも記しましたが、切畑地区に小椋仙蔵の名前が刻まれた墓石が残っています。

型は位牌式で、蓮華座の上に長方形の穂（竿石）が立てられ、高さは六〇センチ、幅、奥行きはそれぞれ三四センチ、石材は凝灰岩で、左右側面には一重、正面には二重の花燈（装飾のため、輪郭に沿い浅く彫られた面）があり

右側面に 明治三年午二月廿七日

正面に 婦真浄堂禅入信士

左側面に 木地師 生国 江州筒井 小椋仙蔵

の文字が刻まれています。

四、市井峠（横手）の調査

《土地の概況》

鷹鳥屋山たかどりやから南東方向、北川に下る尾根を桑の原越まで降りて、再び登ると三角点があり、此の附近一帯を地元の方は木地山と呼んでいるそうです。ここからさらに下り、旧国道三二六号線が尾根を越す所が市井



左側面



正面



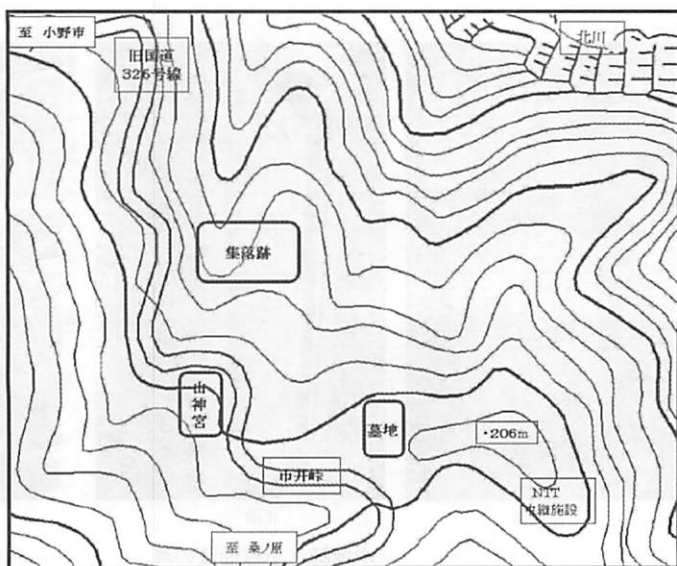
右側面

木地師 小椋仙蔵の墓

道の駅宇目から市井峠を遠望



峠です。この峠周辺に墓地、山神宮、集落跡が杉林の中にあります。林に一步足を踏み入れると、地形の感覚が造林地と異なり、いかにも人の住んでいた気配が感じられ、さらに下がっていくと、周囲に石垣のある住居跡が見えその一角には井戸もありました。



市井峠周辺図

市井峠の土地について「明治三十六年宇目町旧土地台帳」で調べてみると、地区の大字名は南田原、字名は檮峠いちいでした。



《山神宮》

林の中に、山の神を祀った祠二基が残り、その一つは破損していましたが、残る一基には次の様な名が刻まれていました。石材は凝灰岩です。

台石 山神宮

祠右 明治十八年二月

祠左 小掠喜平



《その他の遺跡―住居跡・井戸》

旧国道三二六号線の道路から、北川に向け下る杉林の斜面に、住居跡とみられる削平された平坦地が数カ所ありました。杉林の中は周囲の造林地と異なる雰囲気やし踏み跡に添い下つていくと石垣のある住居跡や井戸がありました。

木地師の山神宮



木地師集落跡—残された石垣



集落跡に残る井戸

五、文書調査

《小椋隆家木地屋文書の紹介》



江州筒井
本地仙と彫られた印章

菊の御紋の印 筒井公文所と書かれた鑑札。荷物につけて使用したと云う。

寄留証きりゆうしょうについて

「山国町の木地師」によるとこの寄留証は、蛭谷村ひるたにが田原村役人に宛てたものです。

明治の初めの戸籍法により、希望する木地師は、蛭谷村か君ヶ畑村の戸籍に含まれることになりました。移住する際、蛭谷村か君ヶ畑村から移住先へ送籍することになっていました。



倫旨を納める黒塗りの木箱

ここに掲げた寄留証は、蛭谷村木地師戸籍の複写により小椋栄蔵のものと確認されました。

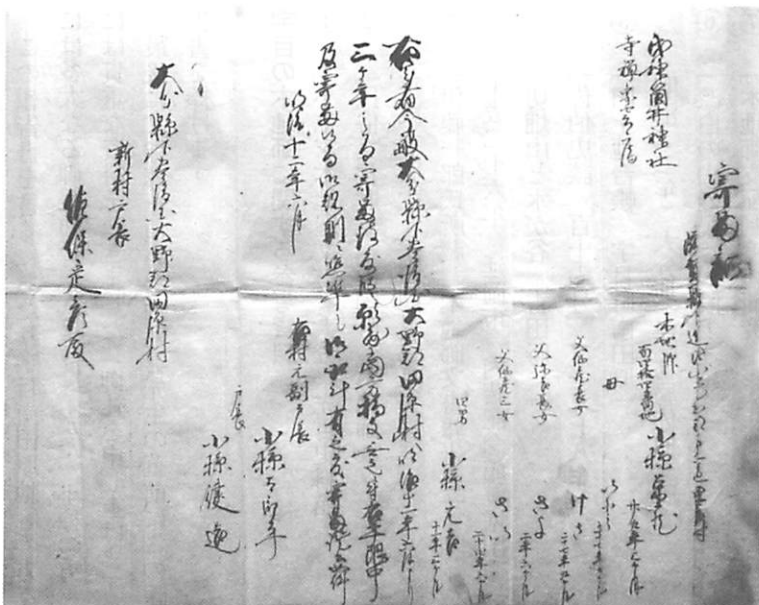
寄留証には、小椋栄蔵一家が本籍地である滋賀県蛭谷村から明治十二年に大分県下豊後国大野郡田原村へ一時期滞在し寄留したことがわかります。

この寄留証は、その事を証明する書類で往時を知る大変貴重な資料と言えます。

なお、蛭谷村に残された資料によると、この栄蔵一家は明治八年に日向国児湯郡川原村(現、木城町川原)へ居住し、その後大分県に移住したことが分かかります。

この事は、蛭谷の筒井神社所蔵、明治十五年氏子駄帳にも同様の記載が残されています。

寄留とは日本の旧法令(寄留法)で、「九〇日以上、本籍以外に居住する目的で、住居または居所を有すること」と言われるもので、昭和二十七年の住民登録法の施行により廃止されました。



寄留証

滋賀縣下近江国愛知郡第一区姪谷村

氏神筒井神社 木地師

寺禪宗雲庵 百四拾四番地 小掠栄蔵

廿九年三月月

母

いと 五十七年九月月

父仙蔵長女

けさ 二十七年九月月

父弥吉長女

さよ 二年六月月

父仙蔵三女

さい 二十四年六月月

四男

小掠元吉

十一年三月月

右之者、今般、大分縣下豊後国大野郡田原村へ明治十二年六月より三ヶ年之間、寄留致度段願出、当方指支無之ニ付右年限中、及寄留候間、御規則ニ照準し、御取計有之度寄留證書、如件

明治十二年六月

右村元副戸長

小掠太郎平

戸長

小掠健造

大分縣下豊後国大野郡田原村

新村戸長

佐保定彦殿

おわりに

この報告書を書くにあたり宇目南田原地区の方々には多大なる御援助を頂きました。また、小掠の方々には貴重な資料を戴きました。御礼を申し上げます。最後にご指導を頂いた軸丸勇先生の墓前にこの報告書を捧げます。

宇目の木地師に関する参考資料

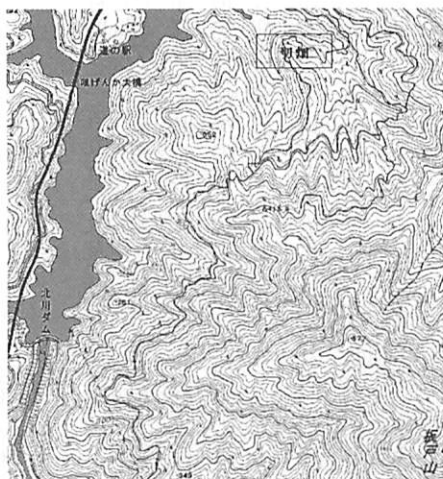
- ① 「小掠家木地屋文書」大分県先哲史料館
- ② 「民俗文化財集「山国町の木地師」」平成十七年 山国町教育委員会
- ③ 「伊藤一郎氏所蔵 木地師文書報告書」平成二十六年 延岡市 内藤記念館 増田豪
- ④ 「切畑山と水が谷 吉田勝一」
- ⑤ 「佐伯史談 百十六号」一九七八年 「旧土地台帳 宇目町南田原」
- ⑥ 明治三二年 大分地方事務局佐伯支局 「漂白の山の民」 段上達雄
- ⑦ 「木地師支配制度の研究」 杉本壽
- ⑧ 「宇目町誌」 宇目町

⑨

「木地屋文書 半田康夫」

大分県地方史七―八号

市井峠 (国土地理院1/5万地形図「熊田」)



※参考資料―「器地職式証書之事」

この古文書は江州筒井公文所が天保十五年に発行したもので、木地師の公役、住居、荷物および出訴について書かれている。

